IRセンターに所属する教員の選考に関する申合せ事項

制　　定　平成29年10月3日

IRセンターに所属する教員に係る北海道教育大学教員選考規則（平成27年規則第47号。以下「教員選考規則」という。）及び北海道教育大学教員選考基準（平成16年規則第145号。以下「教員選考基準」という。）の適用については，次により取り扱うものとする。

Ⅰ　教授の選考について

　１　研究上の業績について

　　(1) 研究上の業績は，次の観点から評価する。また，理系においては博士の学位を有することを原則とする。

　　　ア　研究が継続的に行われ，成果が活発に発表されているか。

　　　イ　国際若しくは全国レベルの学術雑誌等に掲載された論文を一定数含んでいるか。

　　　ウ　授業を担当する場合は，担当予定授業科目と密接に関連しているか。

　　　エ　競争的外部資金（科研費，財団など）に代表として継続的に応募しているか。

　　　オ　IRセンターにおける業務に対する調査報告を行っているか。

　　(2) 研究上の業績は，次により評価を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 研究業績 | 所属学会 |
| 著書  学術論文  実務実績  20編以上 | １以上 |

　　　 ○著書・学術論文・実務実績に係る評価の観点

　　　　　ａ　単著による学術上の著書を重視する。

　　　　　ｂ　欧文等による国際的な論文を重視する。

　　　　　ｃ　共著論文については，その作成に果たした役割を考慮する。

ｄ　実務実績については，その実務に果たした役割を考慮する。

　　　ア 研究業績の取扱い

①　著書とは，学術図書，翻訳書，学習指導書及び教科用図書等をいう。

　　　　②　学術論文とは，学会・機関等の刊行する学術雑誌，学会誌，紀要等（以下「学術雑誌等」という。）に掲載されたものをいい，その内容は，所属学会の水準を保つものとする。また，学術論文には最近５年以内に発表されたものが含まれていなければならない。

　　　　③　レフリー論文とは，国際的又は全国的な学会・機関等（これらに相当する学会・機関等を含む。）が刊行するレフリー制度の整った学術雑誌等に審査を経て掲載された論文をいう。

　　　　④　実務実績とは，IR業務に関するもので，企画・プロジェクト等の実績及び報告書等をいう。

　　　　⑤　原則として，博士論文はレフリー論文とみなすことができる。

　　　　⑥　学術図書で単著若しくは主たる著者の著書又はIR業務における実務実績等のうち，審査委員会が認めたものについては，レフリー論文と同等として扱うことができる。

　　　　⑦　研究業績には，レフリー論文（上記⑤及び⑥を含む。）を教育学系，教科教育系及び文系の場合は５編以上，理系の場合は10編以上含むものとする。

　　　　⑧　上記①から⑦までによることのできない実績については，審査委員会での水準評価に関する見解に基づき，研究業績とすることができる。

　　　　⑨　上記以外の業績は，原則として，「その他」の区分として扱う。

　　　イ　所属学会の取扱い

　　　　　学会のほか，専門分野に係る全国的なレベルの協会・団体等を含めるものとする。

　　　ウ　その他

　　　　①　昇任時における研究業績には，IRセンターに所属する教員としての研究上の業績を含むものとする。

　　　　②　教員養成課程を担当（兼務）する教員の昇任時における研究業績には，教育に関する学術論文を１編以上含むものとする。

　２　職務等に関する実績について

　　　職務等に関する実績については，次の観点から評価する。ただし，IRセンターに所属する教員として必要がないと審査委員会が判断した場合は評価の対象としないことができる。

(1) 職務実績面

　　次の観点から評価する。

　　　ア　本学の授業科目を担当する教育上の能力を有すると認められるか。

　　　イ　授業内容・方法の改善及び創意・工夫に協働的に取組んでいるか。

　　　ウ　学外の諸団体及び所属する学会等の運営並びに発展に寄与する活動を行っているか。

　　(2) 管理運営面

　　　　最近５年間の主な活動について，次の観点から評価する。

　　　ア　どの程度の期間，どのような委員会等の委員等として任務を遂行したか。

　　　イ　委員会等の中での役割，業務の内容は，どのようなものであったか。

　　(3) 社会貢献面

　　　　最近５年間の主な活動が，専門知識等を広く社会や地域に還元しているかについて評価する。

　３　IR業務に関する実績について

　　　IR業務に関する実績は，次の観点から評価する。

ア　どの程度の期間，どのような任務を遂行してきたか。（ただし，採用時において実績がない者は評価の対象としない。）

イ　IR業務への意欲と情熱を有しているか。

　４　広く社会で活躍している人材の登用について

　　　広く社会で活躍している人材の登用にあっては，１の規定にかかわらず，その知識及び経験を積極的に評価するとともに，教員選考規則別表に規定する評価項目の「職務等に関する実績」のうち社会貢献面に重点を置く。

Ⅱ　准教授の選考について

　　准教授の選考については，Ⅰを準用する（ただし，I１(2)のアの⑦及びウの②を除く。）。この場合において，「教授」とあるのを「准教授」と読み替えるものとし，研究業績の数については，Ⅰ１(2)の表の研究業績の欄に定める数の２分の１相当（レフリー論文を２編以上含む。）とする。

Ⅲ　講師の選考について

講師の選考については，Ⅰを準用する（ただし，I1(2)のアの⑦及びウの②を除く。）。この場合において，「教授」とあるのを「講師」と読み替えるものとし，研究業績の数について，Ⅰ１(2)の表の研究業績の欄に定める数は３編（又は点）以上とする。

付　記

　この申合せ事項は，平成29年10月3日から施行する。

付　記

　この申合せ事項は，平成30年10月2日から施行する。

付　記

　１　この申合せ事項は，令和2年6月18日から施行する。

２　改正後の申合せ事項に関わらず，この申合せ事項の施行の日以前に「大学戦略本部IR室に所属する教員における北海道教育大学テニュア・トラック制度に関する要項」第12条の規定に基づき採用されたテニュア・トラック教員について，同要項第18条に基づきこの申合せ事項を適用する場合は，なお改正前の申合せ事項による。

付　記

　この申合せ事項は，令和3年4月1日から施行する。

付　記

　この申合せ事項は，令和3年4月1日から施行する。